

株 主 各 位

三重県名張市夏見2828番地  
**株式会社 9カキ9**  
代表取締役社長 松本充生

### 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月18日（金曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

※昨年より株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月21日（月曜日）午前9時30分
2. 場 所 三重県名張市南町822番地の2  
名張産業振興センター 1階多目的ホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第77期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ④ 計算書類の「個別注記表」

なお、上記①および②は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、③および④は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査等委員会が監査をした計算書類に含まれております。

◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》 <http://www.takakita-net.co.jp/>

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記の方針に基づいて株主総会を開催いたします。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、郵送またはインターネットによる事前行使をご推奨申し上げます。
2. 本株主総会当日の様子および事業報告の概要については、近日中に当社ウェブサイトにおいて動画配信を予定しております。
3. 株主の皆様の座席間隔を広く確保するため、十分な座席が確保できない可能性がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
4. ご来場の際はマスクをご着用のうえ、会場備え付けの手指消毒液をご利用ください。
5. 当日は株主の皆様の体温を計測させていただき、37.5℃以上の発熱が確認された場合、あるいは体調不良を感じられた場合のご入場をお断りすることがございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
6. 株主総会出席の当社役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
7. 当社役員については、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、当日の健康状態に関わらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。
8. 感染拡大リスク低減のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。本招集通知書の添付書類に報告事項や議案の詳細説明を記載しておりますので、株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通し下さいますようお願い申し上げます。
9. 今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.takakita-net.co.jp/>）にてご案内申し上げます。

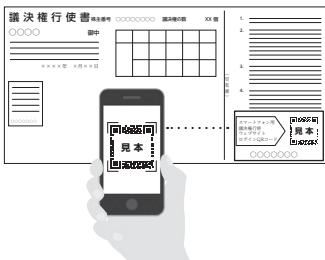


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

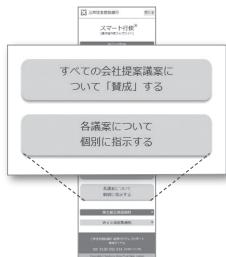
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

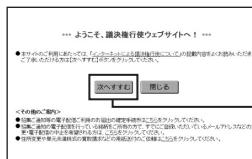
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

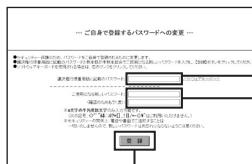
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

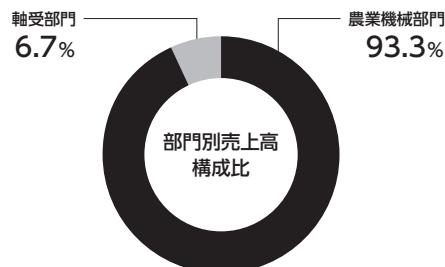
(添付書類)

## 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

### 1. 会社の現況に関する事項

|       | 第77期<br>(2020年度) | 前事業年度比 |
|-------|------------------|--------|
| 売上高   | 65億3百万円          | 1.1%増  |
| 営業利益  | 3億99百万円          | 5.5%増  |
| 経常利益  | 4億55百万円          | 8.2%増  |
| 当期純利益 | 3億22百万円          | 22.9%増 |



#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、各種政策の効果や海外経済の改善もあり持ち直しの動きがみられたものの、感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響により、経営環境の先行きは引き続き不透明な状況にあります。

このような情勢のもと、農業機械部門におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国産農産物の消費低迷等に伴う農業従事者の機械投資意欲の減退や営業活動縮減の影響により、第2四半期累計期間はエサづくり関連作業機等の受注が減少したものの、第3四半期以降、畜産クラスター事業\*1による受注残の採択が一部進んだことに加えて、牧草梱包作業機や肥料散布機等、新製品の市場投入効果や農業従事者を対象とした政府による経営継続補助金\*2の後押しもあり、土づくり関連作業機を中心とした小型製品の受注が伸張し、農業機械事業全体の売上高は、増収となりました。

軸受部門におきましては、産業界全体の設備投資が低調に推移したことにより、減収となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は65億3百万円と前事業年度に比べ1.1%の微増に止まりましたが、利益面におきましては、減価償却費や人件費の増加等の影響を受けたものの、売上高の増加に加え、原価低減活動や経費削減の効果により、営業利益は3億99百万円と前事業年度に比べ5.5%の増益、経常利益は関連会社からの受取配当金等を計上しました結果、4億55百万円と前事業年度に比べ8.2%の増益、そして当期純利益は3億22百万円と前事業年度に比べ22.9%の増益となりました。

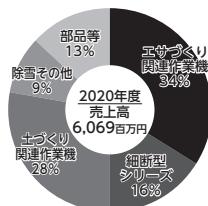
\*1 畜産クラスター事業…政府による畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

\*2 経営継続補助金…政府による農林漁業者を対象とした新型コロナウイルスの感染防止対策に係る補正予算事業

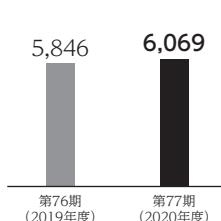
## 部門別の状況

### 農業機械部門

#### 部門内売上高構成比



#### 売上高 (単位:百万円)



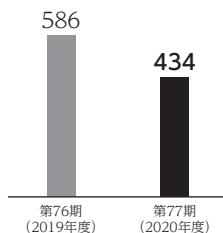
国内売上高は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、農業従事者の機械投資意欲の減退や、営業活動縮減の影響により、エサづくり関連作業機等の受注が減少したものの、第3四半期以降、畜産クラスター事業による受注残の採択が一部進んだことに加えて、牧草梱包作業機「可変径ロールベアラ」や肥料散布機「自走コンポキャスト」等、新製品の市場投入効果や農業従事者を対象とした政府による経営継続補助金の後押しもあり、土づくり関連作業機を中心とした小型製品の受注が伸張したことにより、増収となりました。

海外売上高は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による営業活動縮減の影響を受け、減収となりました。

農業機械部門全体の売上高は60億69百万円と前事業年度に比べ3.8%の増収となりました。

### 軸受部門

#### 売上高 (単位:百万円)



産業界全体の設備投資が低調に推移したことにより、売上高は4億34百万円と前事業年度に比べ25.8%の減収となりました。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、2億74百万円であります。

その主なものは、業務効率の改善に向けた基幹システムの更新投資および本社工場における空調設備の導入であります。なお、設備投資の総額には、ソフトウェア仮勘定(30百万円)が含まれております。

#### ③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

#### ④ 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、国内農業の構造的な問題に加え、原材料を中心とした資材高騰や、政府の農業政策の変化、異常気象や自然災害が発生した場合に大きな影響を受けることが懸念されます。

このような状況のもと、当社では、農家のニーズに機敏に対応すべく、独創的で圧倒的な仕様・品質・コストに基づく競争力・提案力をつけ、持続可能で発展的な農業の省力化と効率化を追求し、業績の向上と社会貢献に努めてまいります。

こうした方針を踏まえ主力の農業機械部門におきましては、引き続き食料自給力の維持向上に寄与する畜産・酪農市場へ向けた主力製品のシェア拡大や、畑作・果樹市場へ向けた地域戦略の実行と新製品投入によるシェア拡大に努めてまいります。

多くの新技術が浸透していく中で、「スマート農業」に対応する新たなICT技術の開発と新製品の市場投入にスピードをあげて取り組むとともに、国産メーカーならではのサポート力の強化に努め、多様な市場ニーズに対応しブランド力の向上とシェアの拡大を図ってまいります。また、中長期的な視点から当社の更なる成長を図るためには、海外市場での売上拡大が重要であると考えております。既存市場であるヨーロッパ、アジア地域ともに新型コロナウイルス感染症の影響により市況低迷が続くことが見込まれておりますが、引き続き、中国山東省日照市の合弁会社との連携強化に加え、韓国、ヨーロッパ等において市場ニーズを捉えた製品提案に取り組むとともに、オンライン展示会等を活用した新規市場の販路拡大に努めてまいります。スピード感のある新製品開発のための人材の育成と強化、業務効率の改善と生産性の向上に努め、さらに一層の原価低減活動による収益力の向上をはかり、事業の持続的な成長・発展を目指して業績の向上に取り組んでまいります。

また、軸受部門におきましては、産業界全体の設備投資の動向が大きな変動要因となってくるものと考えます。徹底した納期・品質管理のもと加工技術と加工設備を活かし、生産性向上をはかり受注回復に取り組んでまいります。

なお、2021年4月から創業110周年を見据えた中期経営計画「Offensive110」のサードステージ（2019年4月から2022年3月）の最終事業年度を迎え、

「限りなき挑戦 強固な基盤 未来をかたちに Offensive110」  
をスローガンに、次のビジョンを掲げております。

## 中期経営計画「Offensive110」 (2013年4月から2023年3月)

### 企業ビジョン

ものづくりを核として、社会に貢献できる企業を目指します。

### 〔企業信頼〕

グローバルニッチであっても、競争力・提案力をつけ一流企業を目指します。

### 〔社会貢献〕

独自の価値観による商品提案で社会貢献を目指します。

### 〔顧客満足〕

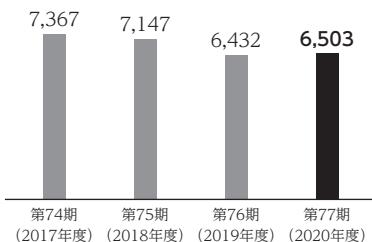
最高の商品とサービスを創造し、お客様に真の満足を提供します。

これらを達成するため常に「攻撃的・戦略的に攻める」を実践、実行してまいります。

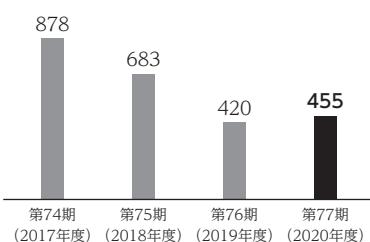
株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産および損益の状況の推移

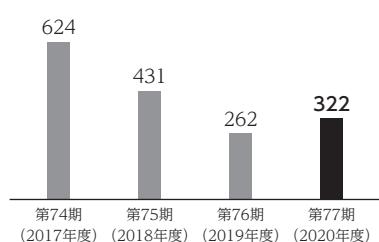
売上高 (単位：百万円)



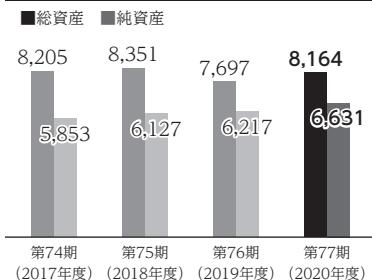
経常利益 (単位：百万円)



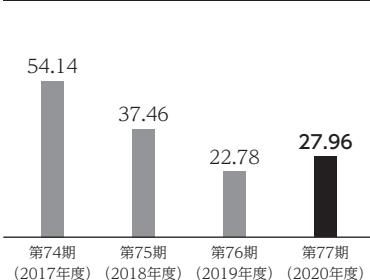
当期純利益 (単位：百万円)



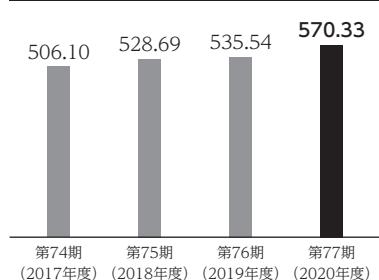
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



| 区 分            | 第 74 期<br>(2017年度) | 第 75 期<br>(2018年度) | 第 76 期<br>(2019年度) | 第 77 期<br>(当事業年度)<br>(2020年度) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)   | 7,367              | 7,147              | 6,432              | 6,503                         |
| 経常利益<br>(百万円)  | 878                | 683                | 420                | 455                           |
| 当期純利益<br>(百万円) | 624                | 431                | 262                | 322                           |
| 1株当たり当期純利益     | 54円14銭             | 37円46銭             | 22円78銭             | 27円96銭                        |
| 総資産<br>(百万円)   | 8,205              | 8,351              | 7,697              | 8,164                         |
| 純資産<br>(百万円)   | 5,853              | 6,127              | 6,217              | 6,631                         |
| 1株当たり純資産       | 506円10銭            | 528円69銭            | 535円54銭            | 570円33銭                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第75期の期首から適用しており、第74期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、農業機械およびその他機械の製造、販売ならびに軸受加工を行っております。

|                  |                       | 主 要 品 目   |
|------------------|-----------------------|---|
| 農<br>業<br>機<br>械 | 土 づ くり 関 連<br>作 業 機 械 | (肥料散布作業機)<br>ライムソーワ、ミックスソーワ、フレコンライムソーワ、フルーツキャスタ、<br>グランドエース、ブロードキャスタ、コンポキャスタ、自走コンポキャスタ、<br>ブレンドキャスタ、ブレンドソーワ<br>(堆肥散布、尿散布作業機)<br>マニアスプレッタ、パワープッシュマニア、自走マニアスプレッタ、バキュームカ、<br>スラリータンカ   |
|                  | 農 業 機 械<br>工 作 機 械    | (播種、飼料用トウモロコシ収穫作業機)<br>ジェットシーダ、コーンハーベスタ<br>(牧草刈取り作業機)<br>フィンガーモア、ディスクモア、モアコンディショナ、フロントモア、<br>バタフライモア、フロントモアコン<br>(牧草・ワラ拡散、反転、集草作業機)<br>ロータリテッタ、ロータリレーキ、ツインレーキ、コンビレーキ<br>(牧草・ワラ梱包、ラッピング作業機)<br>自走小型ロールベアラ、自走ロールベアラ、ミニロールベアラ、クローラロール<br>ベアラ、パワーロールベアラ、パワーカットロールベアラ、可変径ロールベアラ、<br>自走ラップマシーン、ミニラップマシーン、オートラップマシーン、フルオート<br>ラップマシーン、リモコンラップマシーン、コンビラップマシーン |
|                  | 細 断 型 シ リ ーズ          | (飼料用トウモロコシ・牧草・ワラ梱包、ラッピング作業機)<br>細断型ロールベアラ、細断型コンビラップ<br>(自走式飼料イネ・飼料刈取り・梱包作業機)<br>細断型ホールクローブ収穫機、汎用型微細断飼料収穫機   |
|                  | 除 雪 そ の 他             | (除雪、整地、融雪剤散布作業機)<br>リヤグレーダ、スノープロウ、融雪剤散布車<br>(除草剤散布、防除、雑草刈取り、飼料用穀物粉碎、給餌作業機等)<br>eポート、スプレーヤ、ブームモア、オフセットシュレッダ、ミリングマシーン、<br>自走給餌車、ロールカッタ、バールフィーダ、バールチョッパ、バールカッタ   |
|                  | 軸 受 加 工               | 大型ベアリング旋削、転子旋削研磨  |

(5) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

| 名 称         | 所 在 地               | 名 称         | 所 在 地             |
|-------------|---------------------|-------------|-------------------|
| 本 社 ・ 工 場   | 三 重 県 名 張 市         | 東 北 営 業 所   | 岩 手 県 紫 波 郡 矢 巾 町 |
| 札 幌 工 場     | 北 海 道 札 幌 市         | 南 東 北 営 業 所 | 宮 城 県 黒 川 郡 大 衡 村 |
| 札 幌 営 業 所   | 北 海 道 札 幌 市         | 関 東 営 業 所   | 栃 木 県 小 山 市       |
| 豊 富 営 業 所   | 北 海 道 天 塩 郡 豊 富 町   | 関 西 営 業 所   | 三 重 県 名 張 市       |
| 北 見 営 業 所   | 北 海 道 北 見 市         | 中 国 営 業 所   | 岡 山 県 津 山 市       |
| 中 標 津 営 業 所 | 北 海 道 標 津 郡 中 標 津 町 | 九 州 営 業 所   | 福 岡 県 八 女 郡 広 川 町 |
| 帯 広 営 業 所   | 北 海 道 河 西 郡 芽 室 町   | 南 九 州 営 業 所 | 宮 崎 県 都 城 市       |

(6) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 269名    | 1名増       | 38.0歳   | 15.3年       |

(注) 従業員数は就業人員です。なお、パートタイマーは含んでおりません。

(7) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

| 借 入 先           | 借 入 額 |
|-----------------|-------|
| 株 式 会 社 南 都 銀 行 | 30百万円 |
| 株 式 会 社 第 三 銀 行 | 30百万円 |
| 株 式 会 社 中 京 銀 行 | 10百万円 |

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 14,000,000株 (自己株式2,451,205株を含む。)  
 (3) 株主数 3,935名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                    | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------|---------|---------|
| タカキタ持株会                  | 1,832千株 | 15.9%   |
| タナシン電機株式会社               | 695千株   | 6.0%    |
| 株式会社クボタ                  | 660千株   | 5.7%    |
| 株式会社南都銀行                 | 569千株   | 4.9%    |
| 株式会社第三銀行                 | 500千株   | 4.3%    |
| タカキタ従業員持株会               | 448千株   | 3.9%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 437千株   | 3.8%    |
| 三井住友信託銀行株式会社             | 400千株   | 3.5%    |
| ヤンマーアグリ株式会社              | 380千株   | 3.3%    |
| 井関農機株式会社                 | 300千株   | 2.6%    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,451,205株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

| 地     | 位                 | 氏 | 名     | 担当および重要な兼職の状況                  |
|-------|-------------------|---|-------|--------------------------------|
| 代 表   | 取 締 役 社 長         | 松 | 本 充 生 |                                |
| 取 締 役 | 専 務 執 行 役 員       | 沖 | 篤 義   | 管理本部長                          |
| 取 締 役 | 常 務 執 行 役 員       | 益 | 満 亮   | 製造開発本部長<br>山東五征高北農牧機械有限公司 副董事長 |
| 取 締 役 | 執 行 役 員           | 川 | 口 芳 巨 | 海外営業本部長<br>山東五征高北農牧機械有限公司 董事   |
| 取 締 役 | 執 行 役 員           | 梨 | 原 弘 勝 | 軸受部・品質保証室担当 兼 経営企画室長           |
| 取 締 役 | （ 常 勤 監 査 等 委 員 ） | 松 | 村 篤 樹 |                                |
| 取 締 役 | （ 監 査 等 委 員 ）     | 桐 | 越 昌 彦 | タナシン電機株式会社取締役                  |
| 取 締 役 | （ 監 査 等 委 員 ）     | 沖 | 恒 弘   | 岩崎通信機株式会社社外取締役<br>株式会社宇徳社外監査役  |
| 取 締 役 | （ 監 査 等 委 員 ）     | 服 | 部 永 次 |                                |

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに他の監査等委員への情報提供、重要書類閲覧による内部統制システムの監視、内部監査室や会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、松村篤樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（監査等委員）のうち、桐越昌彦氏、沖恒弘氏および服部永次氏は、社外取締役です。なお、当社は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、桐越昌彦、沖恒弘氏および服部永次氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役（監査等委員）沖恒弘氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）服部永次氏は社会保険労務士の資格を有しており、人事・労務管理および社会保険に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度における取締役の退任は次のとおりです。  
・取締役専務執行役員松田順一氏は、2020年6月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申をうけております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、定められた役員報酬要領（役員報酬基準）に基づき代表取締役が作成した取締役報酬案に対し、監査等委員会がその原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も監査等委員会からの答申が反映されていることを確認しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議の上、固定報酬を決定し、代表取締役に報告します。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社は取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関して「経営感覚に優れ、企業方針を實踐する優秀な人材を確保できる、競争力のある報酬体系」「短期及び長期の企業業績との連動性を重視し、持続的な企業価値向上を動機付ける報酬体系」「株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせる透明性、公正性、合理性の高い報酬体系」を方針として定めております。

#### b. 基本報酬（固定報酬）に関する方針

経営監督・業務執行を担う職務に対する対価として固定報酬を支給しております。

#### c. 業績連動報酬等（変動報酬）に関する方針

短期および中期の企業業績との連動性を重視し、持続的な企業価値向上を動機付ける報酬体系とすることを目的として、一定期間における業績の達成度、変化度を評価して変動報酬を支給しております。

#### d. 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績に係る変動報酬の割合を概ね8：2とし、さらに変動報酬を「業績評価」と「業績連動」に区分し評価、決定しております。

「業績評価」は、経営管理に対する活動について、事業計画に対する売上高、営業利益、営業利益率、ROEの達成度により評価する「全体的活動評価」と担当部門における部門管理、計数管理等により評価する「担当部門活動評価」により構成されます。

「業績連動」は一定期間の売上高、当期純利益から算出した掛率により評価されます。

#### e. 非金銭報酬等に関する方針

報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める報酬体系とすることを方針とし、株式報酬型ストックオプションを支給しております。

#### f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給しております。

#### g. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では、a～eの方針を踏まえ、役員報酬要領および役員報酬基準に基づき代表取締役が作成した取締役報酬案について、透明性および客観性を確保するため監査等委員会の答申を受けた上で、取締役会で決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分                    | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |              |               | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|--------------|---------------|----------------------|
|                         |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等  | 非金銭<br>報酬等    |                      |
| 取締役<br>(監査等委員であるものを除く。) | 63,208            | 43,650            | 8,558        | 11,000        | 6                    |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 16,525<br>(6,150) | 16,525<br>(6,150) | -            | -             | 4<br>(3)             |
| 合計<br>(うち社外取締役)         | 79,733<br>(6,150) | 60,175<br>(6,150) | 8,558<br>(-) | 11,000<br>(-) | 10<br>(3)            |

- (注) 1. 上表には、2020年6月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)1名を含んでおります。
2. 上表のほか、当事業年度に退任した取締役1名に対し業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等である退職慰労金1,640千円を支給しております。
3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は売上高、営業利益、営業利益率、ROEの事業計画値に対する達成率および売上高、当期純利益の増減率であります。当事業年度を含む業績の実績値の推移は1.(2)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。
- これらの指標を選択した理由は、指標が客観的な経営指標であること、指標等に関連する会社方針の浸透度や目標達成割合、課題の改善状況を一定の基準により計数評価できるためであります。当社の業績連動報酬(変動報酬)は、職位別の基準額に対し各指標の事業計画達成率(業績評価)および売上高・当期純利益の一定期間の前年比増減から算出した掛率(業績連動)を乗じたもので算定されております。
5. 非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストックオプションであります。
- また、当事業年度における交付は「会社の新株予約権等に関する事項」(インターネット開示)に記載しております。
6. 当社では2015年6月26日開催の定時株主総会において監査等委員であるものを除く取締役の金銭報酬限度額を月額6,700千円以内(使用人部分を除く。)と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は5名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額16,500千円以内、新株予約権数の上限を年330個以内、各新株予約権の目的である株式の数を100株(監査等委員および社外取締役は付与対象外)と決議しております。
- 当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の員数は5名です。
7. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
8. 取締役会は、代表取締役松本充生に各取締役(監査等委員であるものを除く。)の担当部門の部門活動および業績等を踏まえた評価を委任し、監査等委員会による内容の精査と答申を受けた上で、取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容を決定しております。

**(4) 社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)桐越昌彦氏は、タナシン電機株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)沖恒弘氏は、岩崎通信機株式会社の社外取締役および株式会社宇徳の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

|                         | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要   |
|-------------------------|---|
| 社外取締役（監査等委員）<br>桐 越 昌 彦 | 当事業年度の任期中に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会17回のうち17回全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営の監督や経営全般に関する助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な会計処理の判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。   |
| 社外取締役（監査等委員）<br>沖 恒 弘   | 当事業年度の任期中に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会17回のうち17回全てに出席いたしました。経営陣から独立した客観的立場と、公認会計士および税理士としての財務および会計に精通した専門的知見から、基幹システム更新や税務・会計手続に関する助言等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、業務執行やガバナンスに関する助言と提言を適宜行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な会計処理の判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。 |
| 社外取締役（監査等委員）<br>服 部 永 次 | 2020年6月29日就任以降、当事業年度の任期中に開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会11回のうち11回全てに出席いたしました。長年にわたる金融機関における経験と社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、労務管理を中心に業務執行に関する助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な労務管理手続きの判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。              |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 26,000千円
- ② 会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,578,696</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,276,867</b> |
| 現金及び預金          | 861,659          | 支払手形           | 5,172            |
| 受取手形            | 96,602           | 電子記録債権         | 352,963          |
| 電子記録債権          | 954,966          | 買掛金            | 293,037          |
| 売掛金             | 1,004,245        | 短期借入金          | 70,000           |
| 商品及び製品          | 665,311          | 未払金            | 48,938           |
| 仕掛品             | 141,932          | 未払費用           | 162,034          |
| 原材料及び貯蔵品        | 290,211          | 未払法人税等         | 36,333           |
| 前払費用            | 11,422           | 未払消費税等         | 72,446           |
| 未収入金            | 529,537          | 賞与引当金          | 106,763          |
| 前渡金             | 22,040           | リース負債          | 1,241            |
| その他の流動資産        | 766              | その他の流動負債       | 127,936          |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,585,877</b> | <b>固定負債</b>    | <b>256,130</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,142,594</b> | 長期預り保証金        | 11,088           |
| 建築物             | 1,048,873        | リース負債          | 1,966            |
| 構築物             | 95,830           | 退職給付引当金        | 236,977          |
| 機械及び装置          | 371,566          | 役員退職慰労引当金      | 4,700            |
| 車輛運搬具           | 4,032            | 繰延税金負債         | 1,397            |
| 工具器具備品          | 53,643           | <b>負債合計</b>    | <b>1,532,998</b> |
| 土地              | 562,140          | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| リース資産           | 3,207            | <b>株主資本</b>    | <b>6,177,291</b> |
| 建設仮勘定           | 3,300            | 資本金            | 1,350,000        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>145,438</b>   | 資本剰余金          | 830,032          |
| ソフトウェア          | 111,818          | 資本準備金          | 825,877          |
| ソフトウェア仮勘定       | 33,620           | その他資本剰余金       | 4,155            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,297,844</b> | <b>利益剰余金</b>   | <b>4,609,984</b> |
| 投資有価証券          | 933,264          | 利益準備金          | 204,500          |
| 出資金             | 7,260            | その他利益剰余金       | 4,405,484        |
| 関係会社出資金         | 152,512          | 別途積立金          | 4,000,000        |
| その他の投資          | 205,594          | 繰越利益剰余金        | 405,484          |
| 貸倒引当金           | △786             | <b>自己株式</b>    | <b>△612,725</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,164,574</b> | 評価・換算差額等       | 409,303          |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 409,173          |
|                 |                  | 繰延ヘッジ損益        | 129              |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>   | <b>44,981</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>6,631,575</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>8,164,574</b> |

## 損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 6,503,884 |
| 売上原価         | 4,538,212 |
| 売上総利益        | 1,965,672 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,565,809 |
| 営業利益         | 399,862   |
| 営業外収益        | 63,472    |
| 営業外費用        | 7,934     |
| 経常利益         | 455,400   |
| 特別利益         | -         |
| 特別損失         | 31,601    |
| 固定資産除却損      | 28,831    |
| 投資有価証券評価損    | 2,769     |
| 税引前当期純利益     | 423,798   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 86,590    |
| 法人税等調整額      | 14,416    |
| 当期純利益        | 322,791   |

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 タカキタ  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカキタの2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、監査等委員会を定期的に開催し審議しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

|              |        |
|--------------|--------|
| 株式会社タカキタ     | 監査等委員会 |
| 常勤監査等委員 松村篤樹 | Ⓢ      |
| 監査等委員 桐越昌彦   | Ⓢ      |
| 監査等委員 沖恒弘    | Ⓢ      |
| 監査等委員 服部永次   | Ⓢ      |

(注) 監査等委員桐越昌彦、沖恒弘、服部永次は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置づけており、経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めることにより、将来にわたり継続的、安定的に適正レベルの配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当事業年度の期末配当およびその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当について、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当5円を加えた年間の配当金は、1株につき10円となります。

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円

なお、この場合の配当総額は57,743,975円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月22日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、下記のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

**第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 1     | まつもと みつお<br>松本 充生<br>(1956年1月6日生)  | 1978年4月 当社入社<br>2004年10月 当社営業部長<br>2005年6月 当社取締役貿易部担当兼営業部長<br>2007年6月 当社取締役技術部、貿易部担当兼営業部長<br>2008年6月 当社常務取締役農機事業部担当兼営業部長<br>2010年4月 当社常務取締役農機事業部担当<br>2011年4月 当社代表取締役社長(現任) | 61,000株    |
|       | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>松本充生氏は、代表取締役社長として経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。</p> |   |            |
| 2     | おき 篤 義<br>沖 篤義<br>(1955年2月15日生)  | 1977年4月 当社入社<br>2004年10月 当社総務部長<br>2006年6月 当社取締役総務部長<br>2014年6月 当社取締役執行役員管理本部長<br>2015年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長<br>2017年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長<br>2021年4月 当社専務取締役管理本部担当(現任)         | 45,000株    |
|       | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>沖 篤義氏は、当社の経理・財務および人事総務の管理部門で豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。</p>                                 |   |            |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する当社株式の数 |
|--|-------------------------|---|------------|
| 3  | 益満 亮<br>(1958年6月12日生)   | 1981年4月 当社入社<br>2009年7月 当社製造部長<br>2011年6月 当社取締役製造部長<br>2013年7月 当社取締役製造本部長兼本社工場製造部長<br>2014年6月 当社取締役執行役員製造本部長兼本社工場長<br>2016年10月 山東五征高北農牧機械有限公司 董事<br>2017年6月 当社取締役常務執行役員製造本部長<br>2018年4月 当社取締役常務執行役員製造開発本部長(現任)<br>2021年1月 山東五征高北農牧機械有限公司 副董事長(現任) | 38,000株    |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>益満 亮氏は、当社の製造部門で豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。                                |                         |   |            |
| 4  | 梨原 弘 勝<br>(1963年6月22日生) | 1986年4月 株式会社南都銀行入行<br>2008年6月 同行山田川支店長<br>2017年3月 同行プライベートバンキング部長<br>2018年4月 南都リース株式会社取締役統括部長<br>2018年10月 当社へ出向、当社経営企画室長代理<br>2019年6月 当社執行役員内部監査室長兼品質保証室長兼経営企画室長代理<br>2019年10月 当社執行役員品質保証室長兼経営企画室長代理<br>2020年6月 当社取締役執行役員軸受部・品質保証室担当兼経営企画室長(現任)   | 600株       |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>梨原弘勝氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と当社における経営企画部門等における幅広い経験を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。 |                         |   |            |

| 候補者番号  | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                    | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                            | 所有する当社株式の数 |
|--|---|---|------------|
| 5  | ※<br>ふじ さわ たつ や<br>藤 澤 龍 也<br>(1971年8月12日生) | 1994年 4 月 当社入社<br>2019年 4 月 当社営業本部本州営業部部長<br>2019年 6 月 当社執行役員営業本部長兼本州営業部長(現任) | 16,000株    |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>藤澤龍也氏は、当社の営業部門で豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。</p> |   |   |            |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、各取締役候補者が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結する予定であり、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名は任期満了となります。  
 つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。  
 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)   | 所有する当社株式の数 |
|--|----------------------------------|--|------------|
| 1  | まつむらあつき<br>松村篤樹<br>(1960年9月21日生) | 1984年4月 株式会社南都銀行入行<br>2013年10月 同行田原本支店長<br>2014年11月 当社へ出向、内部監査室室長代理<br>2015年6月 当社執行役員内部監査室長<br>2017年7月 当社執行役員内部監査室長兼品質保証室長<br>2019年6月 当社取締役[常勤監査等委員](現任) | 2,000株     |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           松村篤樹氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と当社の内部統制部門において豊富な実務経験を有しており、経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したため、当社の監査等委員である取締役候補者といたしました。</p> |                                  |  |            |

| 候補者<br>番号  | ふ<br>氏<br>( 生 年 月 日 )     | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )   | 所有する当社<br>株式の数 |
|--|---------------------------|--|----------------|
| 2  | おき<br>沖<br>(1952年11月11日生) | 1977年11月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所<br>1981年9月 公認会計士登録<br>1992年7月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)社員<br>2001年5月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員<br>2010年7月 有限責任あずさ監査法人パートナー<br>2015年7月 沖公認会計士・税理士事務所(現任)<br>2016年6月 岩崎通信機株式会社社外取締役(現任)<br>2016年6月 株式会社宇徳社外監査役(現任)<br>2019年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任) | 一株             |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>沖 恒弘氏は、財務および会計に精通した公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、その長年の経験と見識から、当社の経営に対する様々な助言および意見を頂いております。これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>選任後は社外取締役として、公認会計士等の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場と、特に財務および会計について専門的な観点から、業務執行やガバナンス体制に対する監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待しております。</p> |                           |  |                |

| 候補者番号  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する当社株式の数 |
|--|--|---|------------|
| 3  | ※<br>たか しな きだ き<br>高階貞男<br>(1938年1月16日生) | 1971年4月 弁護士登録<br>1971年4月 北浜中央(旧東野村・藤原・池尾)法律事務所勤務弁護士<br>1977年4月 高階法律事務所(現高階&パートナーズ法律事務所)開設(現任)<br>1990年4月 大阪弁護士会副会長<br>2003年4月 大阪弁護士会会長<br>2003年4月 日本弁護士連合会副会長<br>2004年4月 近畿弁護士会連合会理事長 | 一株         |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>高階貞男氏は、企業法務に精通した弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しております。選任後は社外取締役として、弁護士等の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場と、特に法務についての専門的な観点から、当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見を頂くことにより、業務執行やガバナンス体制に対する監査・監督、ならびに経営の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待しております。これらのことから社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |  |   |            |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 沖 恒弘氏および高階貞男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、沖 恒弘氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、高階貞男氏につきましても、両取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 沖 恒弘氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、松村篤樹氏および沖 恒弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任の限定額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、高階貞男氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、各監査等委員である取締役候補者が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査等委員である取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結する予定であり、本議案が原案どおり承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、各監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

### 提案の理由

当社は、2016年6月29日開催の第72回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）を対象に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額およびその内容についてご承認いただいております。

今般の会社法改正に伴い、取締役に対する報酬としてこのご承認いただいている新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容に、新たな内容（下線部分）を加えて、今後も従前と同様に新株予約権を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も5名となります。また、各取締役への新株予約権発行時期および配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、ストックオプションとしての報酬枠は、第72回定時株主総会においてご承認いただいているとおり年額16,500千円以内であり、報酬額は新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

### 記

#### 1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として新株予約権を割り当てるものであります。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

#### (2)新株予約権の上限

330個を各事業年度に係る株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とし、毎年割当ていたします。ただし、本総会終結の日以後において、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

#### (3)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

#### (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額といたします。

#### (5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間といたします。

#### (6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができるものといたします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものといたします。

#### (7)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

#### (8)新株予約権の取得条項

当社は、次の①、②、③、④または⑤のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

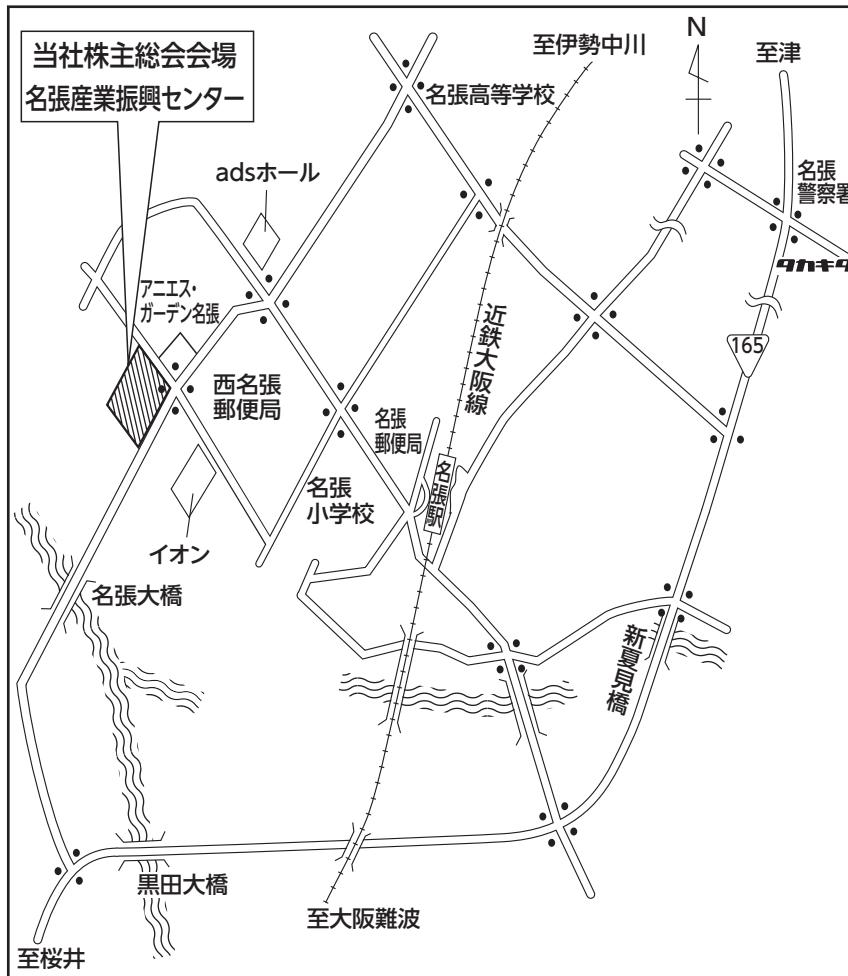
(10)新株予約権のその他の内容

(1)から(9)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

三重県名張市南町822番地の2 名張産業振興センター 1階多目的ホール  
近鉄大阪線 名張駅より徒歩約13分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

